

経済産業省

20231211保局第1号
令和5年12月19日
改正 20250203保局第1号
令和7年2月14日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

認定高度保安実施設置者の認定について

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十五条の三に基づく認定高度保安実施設置者の認定について、別紙のとおり定める。

附 則

この規程は、令和5年12月21日から施行する。

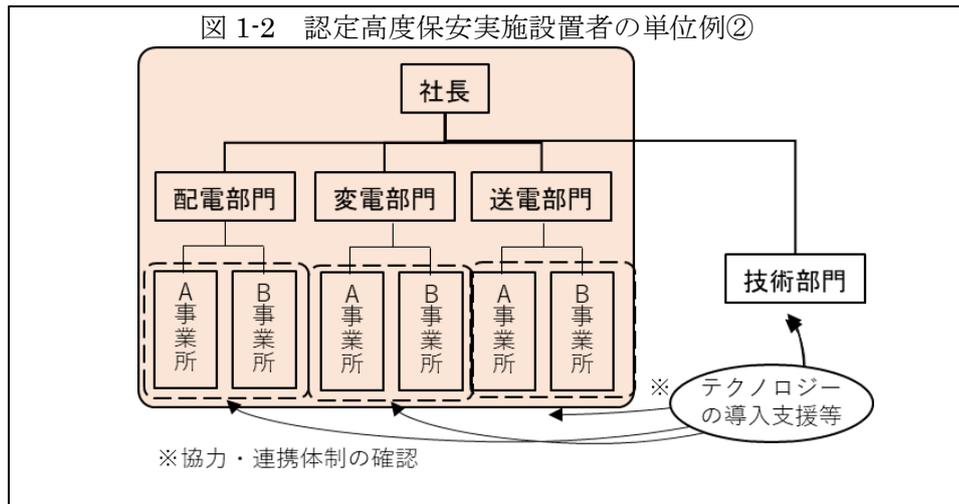
附 則 （20250203保局第1号）

この規程は、令和7年2月14日から施行する

認定高度保安実施設置者の認定について

令和 5 年 12 月

20231211 保局第 1 号



(2) 認定の申請者は、省令第95条の3に基づき、様式第62の5認定高度保安実施設置者認定申請書に同条各号に定める書類を添えて、経済産業大臣に提出するものとする。

① 認定高度保安実施設置者認定申請書（様式第62の5）

認定申請書中「申請の種類」の欄は、新規又は更新を記入すること。

② 添付書類

イ) 認定の申請に係る組織の体制並びにその使用する事業用電気工作物の設置の場所及び種類を記載した書類

－企業の概要を記載した書類

設立年月日、資本金及び資本関係、従業員数並びに組織図

－認定に係る組織の概要を記載した書類

従業員数、並びに事業用電気工作物の設置の場所及び種類

※保安に係る概要を示すことができる範囲

※事業用電気工作物の設置の場所が多数存在する場合には、事業所等の管轄範囲ごとに記載すること

ロ) 認定の基準に適合することを説明した書類

※別添1に記載の内容を踏まえ、認定基準に適合することの説明を記載すること。

※保安の確保のための組織に関する事項（組織体系や業務分掌・組織の役割等）及び保安の確保の方法（点検や検査の項目等）について記載すること。

(3) (2) ②添付書類については、最低限の構成とすることができる。例えば、ロ) 認定の基準に適合することを説明した書類において、別添1の省令告示の要求事項で「文書化」の要求のある事項については、実際の文書に代えて、当該文書名や概要等の記載とすることができる。この場合、実際の文書については現地調査において確認することとする。

(4) 申請書には、登録免許税法に定める当該認定につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付に係る領収書を貼付しなければならない。ただし、登録免許

税法第24条第1項に定める納付の特例を利用する場合については、この限りではない。

また、電気事業法関係手数料規則（平成7年通商産業省令第81号）第5条において定める申請手数料を納めなければならない。

3. 認定の方法（新規）

（1）書類審査及び現地調査

経済産業省は、認定の申請があった場合に、書類審査及び現地調査を実施する。なお、書類審査及び現地調査は、必要に応じて外部有識者等とともに実施することができる。

このうち、現地調査については、各事業所が統一的な方法により保安管理を実施する場合にあっては、認定組織内における全ての事業所において実施することを要しない。この場合、必要に応じて申請者の本社若しくは代表的な事業所又はその両方において実施する。

現地調査においては、申請者による申請の内容の説明の聴取や、文書及び記録等の確認、事業所において保安管理の実施状況を確認すること等により、認定基準への適合性を確認する。

（2）審査会審査

（1）の書類審査及び現地調査の結果を踏まえ、外部有識者等により構成される審査会において、認定基準への適合性を評価し、その結果を経済産業省へ報告する。当該報告を踏まえ、経済産業省が認定の可否を判断する。

（3）認定高度保安実施設置者認定証の交付

経済産業大臣は、（2）の報告を踏まえ、申請者が認定基準に適合していると認められる場合には、当該申請者に対し、省令第95条の4に基づき、様式第62の6認定高度保安実施設置者認定証を交付する。

4. 認定の方法（更新）

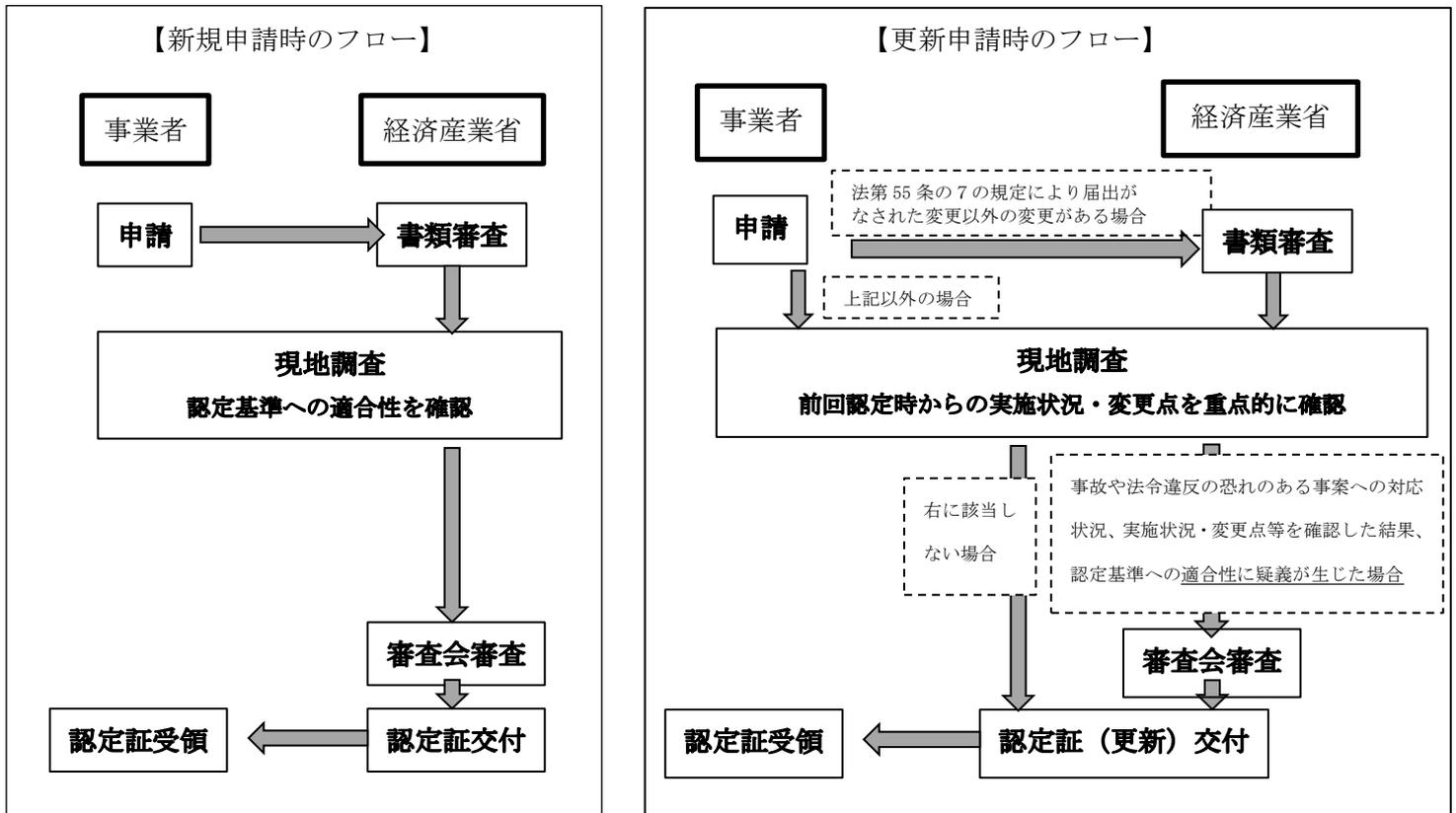
（1）2. 及び3. の規定は、認定の更新の場合に準用する。ただし、2.（2）②ロの認定の基準に適合することを説明した書類の提出については、省略が可能である

（前回認定時の申請書類から法第55条の7の規定により届出がなされた変更以外の変更がある場合を除く。）。また、3.（2）の審査会審査については、認定基準への適合性に疑義が生じた場合にのみ実施することとし、疑義がない場合については、審査会審査を実施せずに、更新の可否を判断することとする。

なお、認定の更新については、前回の認定通知から政令で定める期間を超えない期間に認定の更新を受ける必要がある。

（2）現地調査においては、前回認定時に確認した事項について、十分な取組がなされているかを中心に、認定基準への適合性を確認することとする。また、前回認定以降に社会的影響の大きい事故や認定基準への適合性に疑義が生じる法令違反等が発生している場合については、それらへの対応状況についても確認することとする。

図2 新規申請時及び更新申請時の手続きフロー図



5. 変更の届出

法第 55 条の 7 の規定により、様式第 62 の 7 認定高度保安実施設置者変更届出書の届出を要する場合（保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があったとき）の例を下記に示す（2.（2）②の添付書類に記載された事項に限る。）。

	変更届出を要する事項	変更届出を要さない事項
保安の確保のための組織に関する事項	・組織体系や業務分掌の変更	・部門名称の変更等の変更
保安の確保の方法に関する事項	・点検又は検査の廃止	・点検又は検査の方法及び頻度の変更

6. 認定の取消し

(1) 法第 55 条の 9 第 1 号に該当するものとして経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている組織において使用する事業用電気工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、電気関係報告規則第 3 条第 1 項の表各号のいずれかに該当する事故を生じさせ、以下のいずれかに該当する被害が発生した場合とする。

① 負傷の程度に応じて次の表 a から d までに掲げる被害以上の人的被害（1 件当たり）が発生したとき。

	死者	重傷者	負傷者
a	1 名	0 名	0 名
b	0 名	2 名	0 名
c	0 名	1 名	3 名
d	0 名	0 名	6 名

※負傷者とは、その負傷の治療のため病院又は診療所に入院した者をいう。

※重傷者とは、その負傷の治療のため、事故発生後、30 日以上入院をした者をいう。

② 以下のいずれかに該当する爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害が発生したとき。

イ) 電気関係報告規則第 3 条第 1 項の表第 2 号に該当する事故であって、主要電気工作物の異常による爆発が原因となったもの。

ロ) 電気関係報告規則第 3 条第 1 項の表第 3 号に該当する事故であって、主要電気工作物の異常による発熱又は発火が原因となり、構内以外の場所に火災を生じたもの。

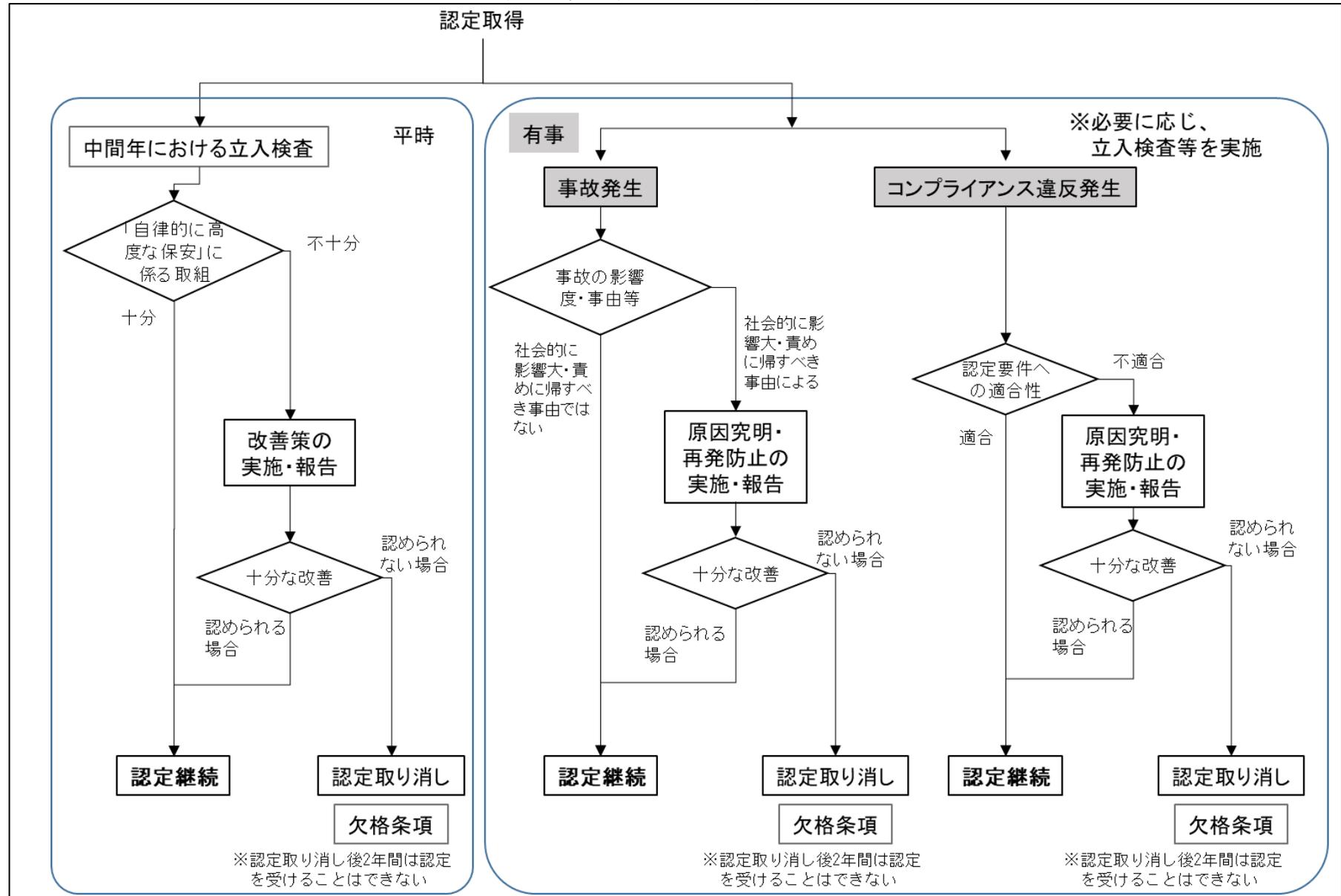
ハ) 主要電気工作物の異常による発熱、発火又は爆発が原因となり、構内の建築物が半壊以上又は半焼以上となったもの。

(2) 法第 55 条の 9 第 2 号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている組織において、その責めに帰すべき事由により、

(1) ①及び②に掲げるいずれかの被害が発生するおそれが相当程度あった事故（該当する被害までは生じていないものの、これに繋がる可能性のある事故（電気工作物の自壊であって、火災等は生じなかった場合等）が生じた場合とする。

- (3) 法第 55 条の 9 第 4 号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、社会的影響の大きい法令違反又はコンプライアンス違反が生じた場合など、認定基準に適合しなくなった場合とする。
- (4) (1) から (3) に該当する可能性のある事象が発生した場合、報告徴収や立入検査等により発生した事象の帰責性及び認定基準への適合性の確認等を行う。
その結果、認定を継続することに疑義が生じた場合には、認定事業者へ速やかに原因究明や再発防止策の実施及び報告を求めることとし、その後、当該事項について十分な改善が認められなかった場合には、認定を取り消すこととする。
- (5) (4) の結果、認定の取消処分を受けた事業者は、省令第 95 条の 7 の規定に基づき、当該認定に係る特定電気工作物の定期自主検査を遅滞なく実施することとする。
- (6) なお、認定期間の中間時点から 1 年前後を目安に行う立入検査において、自律的に高度な保安に係る取組が不十分であると判断した場合にも、改善策の実施及び報告を求めることとし、当該事項について十分な改善が認められなかった場合には、認定を取り消すこととする。

図3 認定取消しのフロー図



別添 1

電気事業法施行規則第 95 条の 3 第 2 号に掲げる書類の記載事項について

省令第 95 条の 3 第 2 号に掲げる書類は、申請者が認定基準に適合することを説明した書類とすること。詳細な内容は、次項の表を参照すること。

認定基準は、省令及び電気事業法施行規則別表第八第二の項下欄の 3 の経済産業大臣が定める基準（令和 5 年経済産業省告示第 149 号。以下「告示」という。）において規定されている。表中「申請書類又は現地確認書類の例」に掲げる書類その他の認定基準に適合することを示す書類を不足なく提出すること。

省令及び告示において「文書化」が求められている事項については、現地調査において文書化の状況を確認する。なお、適切かつ合理的に現地調査を実施するために、検査の実績等については、任意に記録を選定して確認することとする。ただし、調査を進める中で、認定基準への適合性に関して疑義が生じた場合には、この限りではない。

なお、申請書類又は現地確認書類の例及び評価の視点は例示であり、各基準への適合性の確認は、申請者の個別の事情を踏まえて行うものとする。

省令の要求事項	申請書類又は現地確認書類の例	評価の視点
別表第8の一 本社の関与及び法令遵守の確保		
<p>1 法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針、法令遵守のための指針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が認定に係る組織の全ての従業員に理解され、実施され、かつ、維持されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保安の確保に関する理念、基本方針、法令遵守のための指針等の諸施策が記載されたもの ・社員へイントラネット、カード等により配信・配布しているもの ・社員向けに社内掲示しているもの ・保安に係る諸施策について、法人の代表者と現場従業員との直接対話やアンケート等の実績 ・理念、基本方針等に沿った活動状況がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気工作物の保安の確保に関する責任の所在を明確にしていること。 ・法人の代表者が、電気工作物の保安管理等に係る法令遵守のための指針並びに保安管理等の方針及び目標を定めて、それらを現場に浸透させていること。 ・法人の代表者が、保安管理等に係る目標の達成状況を適時に確認し、及び当該目標を達成するために必要な指示をしていること。 <p>※「保安管理等」には、寿命管理、自主検査、日常点検、定期点検、運転管理の実施などの保安管理の他、教育訓練その他の保安管理の実施体制の整備や保安管理システムの構築が含まれる。</p>
<p>2 法人の代表者が、前号の諸施策に照らして、保安の確保に関する予算及び人材等の資源の配分について定期的に検証を行い、必要に応じてその配分の見直しを行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備面、人材面での資源配分の方針が記載されたもの ・設備保全計画と予算の推移(過去10年分程度を目安とする) ・事業所等の従業員の年齢構成や人数の推移(過去10年分程度を目安とする) ・理念、基本方針等に沿った活動及び見直し状況がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の代表者が保安管理等の方針・目標に照らして、保安管理等に必要なリソース(組織・人員等)配分の見直しを定期的に行っていること。
<p>3 認定に係る組織における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織規程 ・コンプライアンス規程 ・相談及び対応の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令違反等に関する相談・通報の受付・処理を行う組織が保安管理を実施する組織から独立して設置され、適切に機能していること。

置されており、かつ、適切に運営されていること。		
別表第8の二 保安に係るリスク管理の体制		
1 本社に保安管理を担当する部門（この表において「保安管理部門」という。）が設置されており、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・職務分掌規程 ・予算策定プロセスに保安管理部門が関与する旨が規定された文書 ・保安管理部門の意見の反映を示す記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資計画やその他の保安関連の予算策定のプロセスにおいて保安管理部門の意見が反映されることが文書に定められていること。 ・本社における会議等の予算策定のプロセスにおいて実際に保安管理部門の意見が反映されていること。
2 本社又は本社の委任を受けた者が、保安管理部門及び事業所に対し、保安管理の実施状況について定期的に監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・監査について定める文書 ・監査計画 ・監査報告書 ・改善勧告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査を行う監査員は監査対象となる電気工作物の保安管理に関わっていない人員となっていること。 ・監査では、事業所等における法令遵守の状況に加え、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及び改善が適切に実施されているか、といった点について確認されていること。 ・監査の結果を反映し、保安管理体制を改善する仕組みを構築していること。
3 保安管理部門及び事業所が、経済産業大臣が定める基準に従って、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行っていること。	-	-
別表第8の三 サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保		

<p>電気設備に関する技術基準を定める省令第 15 条の 2 の規定に基づきサイバーセキュリティの確保のための措置を講じており、サイバーセキュリティに関する最新の知見を踏まえて当該措置の評価及びその改善を継続的に行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「電力制御システムセキュリティガイドライン」への対応状況が確認できるもの ・保安の確保のために活用する情報通信技術に対するサイバーセキュリティ対策が確認できるもの ・サイバーセキュリティ対策の継続的改善の状況が確認できるもの ・サイバーセキュリティに係る事故発生時の対応に関する訓練の実施状況が確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準じ、事業者の状況やシステムのサイバーセキュリティリスクに応じて適切にサイバーセキュリティ対応体制が構築されていること（基本的対応方針、適用範囲、組織体制、責任範囲、実施事項）。 ・保安の確保のために活用する情報通信技術に電力制御システム等（電力制御システム及び電力制御用ネットワークの全体をいう。）に接続されるネットワーク機器が含まれる場合、ネットワークに対する十分なサイバーセキュリティ対策が行われていること。 ・活用する情報通信技術に応じて、その導入前に電力制御システム等に係るサイバーセキュリティリスクを特定し、対策し、及び対策後の残存リスクを確認していること。 ・サイバーセキュリティに係る事故発生時の対応に関する訓練が定期的に行われていること。 ・定期的にサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認し、及びサイバーセキュリティに関する最新の知見を踏まえて、継続的な改善に努めていること（「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準じた対策にとどまらず、機器の導入前にサプライチェーン・リスクを確認し、及び対策し、並びに内部脅威対策を実施する等の更なる対策に自発的に取り組んでいることが望ましい。）。
<p>第 95 条の 4 第 2 項 情報通信技術の活用</p>		
<p>一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・導入している又は導入予定の情報通信技術の概要 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安管理を行うための情報通信技術の活用について、組織として導入に関する調査・検討を行い、適

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに導入している又は導入予定の情報通信技術が異なる場合には、その理由が確認できるもの 	<p>切な情報通信技術を選定・導入していること。 (情報通信技術の導入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> -センサ等から収集したデータを利用して行う設備健全性に関する先進的な劣化予兆診断技術(寿命・劣化診断)の導入及びリスク評価への活用 -ICT/IoTを用いた発電設備の遠隔監視・制御並びにデジタルツイン技術及びAI等による発電設備の運転最適化 -ドローンを活用した高所の効率的な点検、保安管理業務に係る事務処理の自動化その他の省力化やヒューマンエラーの防止に資する技術による保安管理業務等の効率化及び高度化 -ベテランによる作業の様子映像アーカイブ化及びデータ解析を活用した暗黙知の可視化等による技術伝承の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ・設備の規模及び稼働率等を踏まえ、情報通信技術の活用の必要性及び有効性を考慮しつつ、適切な情報通信技術を選定していること。
<p>二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の選定プロセスを確認できるもの ・異常発生時の対応手順を規定したもの ・情報通信技術の活用について、改善の実施状況が確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の信頼性及び導入に伴い想定される保安管理上の問題を確認した上で、必要な対策を講じていること。 <p>(例) 情報通信技術の活用の有効性を実証試験等により評価し、並びに導入によってかえって生じる保安管理上のリスク(ドローンの墜落による物損等)を特定し、対策し、対策後の残存リスクを確認し、及びそれらの記録を作成し、保存していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信技術の活用中に保安管理上の異常が認められた際の対応手順等を確立していること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術の活用によって得られた知見等を反映し、保安全管理体制を改善する仕組みを構築していること。 ・ 上述の各プロセスにおいて外部システムを利用する場合は、開発事業者等との協力体制を確保し、機能保証に関する確認を完了していること。 <p>※外部システムとは、申請者がシステムの構成等を把握していない外部の事業者が運用するシステムのこと。</p>
<p>三 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術導入の推進体制、導入のための予算及び人材の確保状況が確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術の活用について、組織としてその必要性を明らかにした上で、情報通信技術の導入に関する方針並びに目標及びその達成のための計画を定めていること。 ・ 情報通信技術の導入に必要なリソース（予算・人材等）を確保した上で、上記の計画を実行しており、かつ、保安全管理部門の長や事業所長が、情報通信技術の導入に積極的に取り組んでいること。

告示の要求事項	申請書類又は現地確認書類の例	評価の視点
<p>(一般要求事項)</p> <p>第2条 保安管理部門及び事業所は、この告示の規定に従って、保安管理システムを確立し、その改善を継続的に行わなければならない。</p>	-	-
<p>(保安管理部門及び事業所の体制)</p> <p>第3条 保安管理部門は、次に掲げる体制を整備しなければならない。</p>	-	-
<p>一 保安に係る最新の技術に関する情報、電気工作物に係る事故に関する情報その他の社内外の保安に関する情報を積極的に収集し、その情報を規程・基準類の作成及び類似の事故の防止等に有効に活用するための体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故情報データベースの概要を示した文書 ・ 情報の活用状況(規程・基準類の作成、類似事故防止対策)がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内外の事故情報等について積極的に情報収集していること。 ・ 収集された上記事例を踏まえ、必要に応じて社内の保安管理に反映する仕組みを構築していること。 ・ 部門内で発生した事故の原因究明を実施し、再発防止策を各事業所に水平展開する仕組みを構築していること。 <p>※保安に係る最新の技術に関する情報には、例えばボイラーやタービン等の技術動向等が含まれる。</p>
<p>二 保安管理を行う全ての従業員に対し、安全に関する理解を深めるための啓発を行うための体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査や現場との対話活動等の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安管理を行う全ての従業員が、保安の確保に関する責任を自覚し、並びに協力会社と連携して保安の維持及び向上に自発的かつ積極的に取り組む組織風土を醸成するための仕組み(保安の確保に関する経営層と現場担当者との対話、安全大会、安全に関する提案の協力会社からの聴取その他のマイプラント意識の醸成に向けた活動等)を構築し、及び絶えずその改善を図っていること。
<p>2 事業所は、次に掲げる体制を整備しなければならない。</p>		

<p>一 事業所において保安管理を行う組織の業務及び責任の範囲を明確に定めるための体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保安管理組織図 ・業務分掌規程 ・保安規程 ・自主検査における協力会社及び協力事業者（自主検査の検査結果の合否判定を行う事業者をいう。）の管理に関する事項を定めたもの及び管理の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における各階層・組織・協力会社間の保安管理の責任・役割が明確化されていること。 ※告示における「事業所において保安管理を行う組織」とは、事業所長の配下にある保安管理を担当する組織のこと。 ※協力会社とは、運転管理や日常及び定期の点検、補修等の保安管理に係る作業の委託先又は請負先のこと。 ・協力会社への要求事項を定め、協力会社の作業員の力量、使用する測定機器の校正記録及び作業結果を必要に応じて確認できる仕組みを整え、並びに協力会社の作業員の安全確保に取り組んでいること。 ・協力会社のうち、協力事業者については、その管理に関する以下の事項を定め、管理を適切に実施していること。 <ul style="list-style-type: none"> -当該事業者への要求事項 -当該事業者の選定基準 -当該事業者に委託する業務に対する検証の要領 ・協力事業者に委託した業務に対する検証の結果を記録していること。
<p>二 事業所において保安管理を行う組織の長及び主任技術者に対し、事業所長への保安管理に係る意見を述べる機会を確保するための体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織規程 ・意見具申例 	<p>-</p>
<p>(危険源の特定及び評価等) 第4条 保安管理部門及び事業所は、危険源を特定し、当該危険源により事故が生ずるおそれ及び当該事故による被害の程度を評価し、並びにこれらの結</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危険源特定、リスクの評価・回避・低減の実施の手順書 ・危険源特定、リスクの評価・回避・低減策の実施計画及び実施記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の経験、知識、運転管理データ、保守管理データ又は事故データ等に基づき、想定される危険源（ハザード）を特定していること。 ・特定したハザードに係るリスクが顕在化する頻度や影響度を検討し、及び必要に応じてリスクマトリク

<p>果を寿命管理、自主検査その他の保安管理に活用しなければならない。</p> <p>2 保安管理部門及び事業所は、危険源に関する情報を最新の内容に保たなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施したリスクの回避・低減の効果の検証結果 ・危険源に関する情報が最新のものとなっていることを示した文書 	<p>ス等を用いて定性的又は定量的評価を実施していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを評価し、当該評価の結果を踏まえて、回避・低減等の対応策を講じる必要性のあるリスクに対し、保安管理手法（検査の方法・頻度）を見直す又は補修を行う等の品質の適正化につながる適切な対応策を定め、当該対応策を実施し、並びに実施後の有効性の確認（対応後の残存リスクの特定及び評価等）及び改善を行うサイクルを構築していること。 ・危険源特定の知見を有する人材を保安に影響を与える危険源の特定の責任者として選任すること。 ・事業場の最新の状況をリスク評価に反映し、又は燃料転換時にリスク評価を行うなど、危険源に関する情報を最新のものとする事で新たな危険源を特定し、評価し、適切な対応策を定め、及び当該対応策を実施するための体制が構築されていること。 <p>（例）バイオマス発電設備の運転、アンモニア混焼の実施、起動停止の増加その他の火力発電設備の工事、維持及び運用に係る様々なリスクについて、先行他社等の外部の知見を活用等しつつ、特定し、評価し、及び対策等する体制が整っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告示第11条第1項第5号の規定に基づき、リスクの特定、評価及び対策等に係る記録を保存していること。
<p>（保安管理の実施）</p> <p>第5条 保安管理部門及び事業所は、次に掲げる事項を行わなければならない。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

<p>一 自主検査の記録、日常点検の記録、定期点検の記録、機器の設備改善、補修及び取替えの記録、運転又は操作の記録その他の保安に関する記録（第五号において「検査等記録」という。）の分析により把握した特定電気工作物を構成する機器ごとの劣化の要因及び傾向並びに前条第1項の規定による危険源の評価の結果を踏まえて、その寿命管理を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寿命管理の対象となる機器及びその方法を示した文書 ・ 具体的な改善箇所、理由、過去の改善実績（効果を含む。）を示した文書 ・ 補修等の要否についての考え方（判断基準を含む。）を示す文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検の結果や運転条件の変更等を考慮し、定期的に寿命管理の結果を適切に見直していること。 ・ 機器の特徴を考慮し、タイムベース、コンディションベース、リスクベース等の考え方を適切に採用し、適切な寿命管理の手法を設定していること <p>※例えば、ボイラー、独立過熱器及び蒸気貯蔵器については、火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について（20170323商局第3号）別紙3に基づく寿命管理手法が考えられるが、他の機器については、これに限らず、点検・計測等の結果から、次回の定期自主検査まで運転可能かどうかを判断する等、その劣化・損傷の性質に応じて、適切な手法を設定すること。</p>
<p>二 前号の寿命管理の結果を、機器の設備改善、補修及び取替えの時期の決定並びに自主検査の実施体制の整備、実施方法の決定及び実施時期の決定に活用すること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備改善、補修及び取替えに関する事項については、特に、実施した箇所、内容及び理由を明確にすること。 ・ 寿命管理の結果を保安管理の実施に活用すること。
<p>三 自主検査を行う組織ごとに適切な自主検査の実施体制の整備及び実施方法の決定を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査に従事する検査員の確保の状況が確認できるもの ・ 自主検査の実施方法及び検査の判定に使用する測定機器等の必要な機器の管理方法が確認できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主検査を実施する組織について、検査に従事する検査員の必要な教育又は訓練を受講又は経験しているものの中から、必要な数の検査員を確保し、必要な箇所へ配置していること。 ・ 運転管理、日常点検及び定期点検の結果、危険源の特定及び評価の結果や寿命管理の結果などを踏まえて、自主検査の適切な実施方法を定め、必要に応じて見直していること。
<p>四 自主検査を行う時期並びに機器の設備改善、補修及び取替えの時期の決定の方法を定めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主検査の実施時期についての考え方を示した文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査の判定に使用する測定機器に関し、次の事項を満たしていること。

	<ul style="list-style-type: none"> 各機器の取替時期等についての考え方（取替基準等を含む。）を示した文書 その他自主検査実施に当たって配慮している事項について示した文書 	<ul style="list-style-type: none"> 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正に用いた基準を記録する。 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。 校正の状態が明確にできる識別をする。 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、当該測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録していること。 要求事項にかかわる測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した測定ができることを確認していること。 特定電気工作物にあつては、運転管理、日常点検及び定期点検の結果、危険源の特定及び評価の結果や寿命管理の結果などを踏まえて、自主検査を行う時期の設定方法を明確に定め、必要に応じて設定方法を見直していること。 設備改善、補修及び機器更新に関する基準（判断手法）は適切であること。
<p>五 検査等記録を分析し、必要に応じて、その結果を前条第1項の規定による危険源の特定及び評価、日常点検、定期点検その他の保安管理、電気工作物の設置若しくは変更の工事並びに電気工作物の運転又は操作に活用すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 分析の体制及び活用例（分析の対象及び方法を含む。）を示した文書 	<ul style="list-style-type: none"> 分析の対象及び方法は機器の特性等に応じて適切に選定すること。

<p>2 保安管理部門及び事業所は、前項に掲げる事項を文書化し、かつ、保安管理を行う全ての従業員に周知しなければならない。</p>	-	-
<p>(保安管理の実施状況の調査及び評価)</p> <p>第6条 保安管理部門及び事業所は、定期的に保安管理の実施状況を調査し、及び評価しなければならない。</p> <p>2 保安管理部門及び事業所は、前項の規定による調査及び評価を行うに当たり、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 保安管理の実施状況が特定要求事項に適合していることを確認する方法</p> <p>二 定性的又は定量的な評価指標</p> <p>三 前項の規定による調査及び評価の記録を作成する方法</p> <p>3 保安管理部門及び事業所は、第1項の規定による調査及び評価を適切に行うために必要な情報を確実に収集しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査、評価及び当該評価を踏まえた見直しの手順を示した文書 ・ 評価指標の具体例について示した文書 ・ 特定要求事項に適合していることを確認するための方法を示した文書 ・ 調査及び評価の結果を記録する方法を示した文書 ・ 調査及び評価を適切に実施するために必要な情報の収集について示した文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備ごとに適切な運転管理の基準並びに日常点検及び定期点検の項目、方法、頻度及び判定基準その他の特定要求事項があらかじめ定められていること。 ※法第55条第1項の特定電気工作物以外の事業用電気工作物の保安管理も審査の対象であることに留意すること。 ・ 設備の安全性を高めるために実施する監視項目を定め、当該項目の分析に必要なデータ要素等を設定していること。 ・ 適切な周期で、保安管理が特定要求事項に適合しているかを確認し、並びに収集・蓄積した記録等を活用して保安管理が保安の確保のために適切な内容となっているかの評価を行っていること。 (例) 事業場において点検等があらかじめ定められた規程に則り実施されているかを定期に確認し、当該規程に定められた点検の方法、頻度及び運転管理の方法等について、点検、事故の記録及び第4条のリスク評価の結果等を踏まえてその適切性を評価し、並びに必要に応じてあらかじめ定められた規程に則り見直しを行っている。 ・ 収集された資料や情報が一覧できる形で纏められていること。 ※第3項に掲げる必要な情報の例。 巡視点検や定期点検等のチェックリスト、定期点検の結果及び運転記録等

<p>(検証)</p> <p>第7条 保安管理部門及び事業所は、検証を効果的に行うため、次に掲げる事項を含む検証に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>一 検証の対象範囲及び方法その他検証の手順に関する事項</p> <p>二 検証の結果を保安管理部門の長及び事業所長（保安管理部門が検証を実施する場合にあっては、保安管理部門の長に限る。）に報告するための体制に関する事項</p> <p>三 検証の実施の責任の所在に関する事項</p> <p>2 保安管理部門及び事業所は、検証の計画に従って、検証を一年に一回以上実施しなければならない。</p> <p>3 保安管理部門及び事業所は、検証の実施後には、その結果を踏まえて、必要に応じて第1項の計画を見直さなければならない。</p> <p>4 保安管理部門及び事業所は、検証を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証計画 ・ 検証計画が前回の検証結果を踏まえて作成されていることを示した文書 ・ 検証の実施状況、検証結果並びに本社（保安管理部門が検証を実施する場合にあっては、保安管理部門の長。）及び事業所長に検証結果を報告していることを示した文書 ・ 検証を適切に実施するために必要な情報の収集について示した文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1項第1号～第3号を含む検証計画が策定されていること。 ・ 次の事項が満たされているか否かを明確にするために、1年に1回以上検証する仕組みを構築し、維持していること。 <ul style="list-style-type: none"> -保安管理システムが保安管理システムに係る要求事項に適合しているか。 -保安管理システムが効果的に機能しているか。 ・ 検証のプロセスには、保安管理部門の長又は事業所長への検証の方法及び結果の報告が含まれていること。 ・ 収集されている資料や情報が一覧できる形で纏められていること。 <p>※第4項に掲げる必要な情報の例。 保安管理システム検証用チェックリスト、保安管理システムによる保安管理の改善の記録等</p>
<p>(予防措置及び是正措置)</p> <p>第8条 保安管理部門及び事業所は、第6条第1項の規定による調査及び評価並びに検証の結果を踏まえ、不適合の発生を予防する措置を実施するとともに、不適合が発生した場合には、当該不適合を是正する措置を実施しなければならない。</p> <p>2 保安管理部門及び事業所は、前項の予防措置及び是正措置に係る手順を確立し、維持し、かつ、書面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防措置及び是正措置の手順を示した文書 ・ 予防措置及び是正措置の実施状況及びその結果を踏まえた文書の見直し状況がわかる文書 ・ 予防措置及び是正措置を適切に実施するために必要な情報の収集について示した文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6条第1項の調査及び評価並びに前条の検証を踏まえ、不適合の発生を予防するための措置（以下「予防措置」という。）を実施していること。 ・ 第6条第1項の調査及び評価並びに前条の検証を踏まえ、不適合が発生した場合、当該不適合による保安への影響を緩和するための措置及び不適合の原因を除去する措置（以下「是正措置」という。）を実施していること。

<p>又は電磁的方法によって、文書化しなければならない。</p> <p>3 保安管理部門及び事業所は、第1項の予防措置又は是正措置を実施した場合には、その結果を踏まえて、必要に応じて当該措置に係る規程・基準類その他の文書の見直しを行わなければならない。</p> <p>4 保安管理部門及び事業所は、第1項の予防措置及び是正措置を適切に実施するために必要な情報を確実に収集しなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防措置及び是正措置は、起こり得る又は発生した不適合の保安への影響に見合うものであること。 ・ 次の手順を含む予防措置及び是正措置の手順を確立していること。 <ul style="list-style-type: none"> - 起こり得る又は発生した不適合の把握及び原因の特定の手順 - 予防措置又は是正措置の必要性の評価の手順 - 必要な措置の決定及び実施の手順 - 講じた措置の結果の記録の手順 - 講じた措置の有効性の評価の手順 - 評価の結果を踏まえた文書の見直しの手順 ・ 収集されている資料や情報が一覧できる形で纏められていること。 <p>※第4項に掲げる必要な情報の例。</p> <p>過去の不適合に関する情報、巡視点検や定期点検等のチェックリスト、保安管理システム検証用チェックリスト等</p>
<p>(保安管理システムに関する文書の作成及び保管)</p> <p>第9条 保安管理部門及び事業所は、規程・基準類その他の保安管理システムに関する文書（以下この条において単に「文書」という。）を作成し、必要に応じて見直しを行い、かつ、文書の作成又は見直しが行われた日付が容易に識別できるよう、保管しなければならない。</p> <p>2 保安管理部門及び事業所は、文書の作成及び見直しに関する体制を整備し、及び手順を定め、かつ、これらを維持しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の体系図 ・ 規程類台帳 ・ 保安管理システムに関する文書の作成及び保管の体制並びに作成及び保管の手順を示した文書 ・ 文書の作成及び保管の状況がわかるもの 	<p>-</p>

<p>3 保安管理部門及び事業所は、次に掲げる事項を確実にするため、文書を保管する手順を定め、かつ、これを維持しなければならない。</p> <p>一 保安管理を行う全ての従業員が、文書の保管場所を容易に了知することができること。</p> <p>二 保安管理を行う全ての従業員が、最新の文書を利用できること。</p> <p>三 効力が失われた文書は、それを作成し、若しくは使用する全ての部署から速やかに廃棄され、又は誤った使用を防止する措置がとられること。</p> <p>四 効力が失われた場合であっても保管の必要がある文書は、その旨が適切に表示されていること。</p>		
<p>(教育訓練)</p> <p>第 10 条 保安管理部門及び事業所は、教育訓練の必要性を明確にし、かつ、保安管理を行う全ての従業員に、次に掲げる事項を含む保安に関する高度な教育訓練を実施しなければならない。</p> <p>一 保安管理システムに係る要求事項及び特定要求事項</p> <p>二 保安に係る情報の管理に関する事項</p> <p>三 規程・基準類の遵守に関する事項</p> <p>四 防災に関する事項</p> <p>五 その他保安管理について必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の技術、技能及び知識の基準・評価方法が確認できるもの ・教育訓練の方針及び内容が確認できるもの ・第 1 号～第 5 号に掲げる事項が教育訓練の内容に含まれることを示した文書 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安管理を行う従業員に求める保安管理に関する技術、技能及び知識の水準並びにその評価の方法について定められていること。 ・保安の水準の維持・向上のために、教育プログラムが実施され、当該プログラムの内容が、最新の事故事例等を踏まえて、必要に応じて見直されていること。 <p>※第 1 号～第 5 号に掲げる事項の例。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保安管理システムに係る要求事項及び特定要求事項（保安に係る規程類など）についての教育 二 セキュリティ教育、情報管理教育、事故等のデータベース等に関する教育 三 コンプライアンス教育 四 安全防災教育 五 基本教育、環境・品質教育及びその他の保安に関する高度な教育訓練（以下がその例） <ul style="list-style-type: none"> 1. 高度なリスクアセスメント教育

		<p>危険源特定に係る基礎講座、事例紹介及び実践講座等を通して、事業所内で適切に危険源特定を実施できる人材を適切に育成していること。</p> <p>2. 高度なエンジニア教育及び技術伝承 熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐために、技術者育成及び技術伝承等の適切な教育を実施していること。</p> <p>3. 高度な体感教育 実習又は危険体感等を適切に実施していること。</p> <p>・事業場における将来的な人員の減少、ベテラン技術者の引退等を見据えて、人材育成の高度化、効率化及びベテラン技術者の有する技術の伝承等に取り組んでいること。</p>
<p>(記録)</p> <p>第11条 保安管理部門及び事業所は、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（次項及び第3項において「書面等」という。）を作成し、保管し、及び廃棄するための手順を定め、かつ、これを維持しなければならない。</p> <p>一 自主検査に係る事項</p> <p>二 日常点検又は定期点検に係る事項</p> <p>三 機器の設備改善、補修及び取替えに係る事項</p> <p>四 電気工作物の運転又は操作に係る事項</p> <p>五 第6条第1項の規定による調査及び評価、検証並びに第8条第1項の予防措置及び是正措置の結果に係る事項</p> <p>六 前条の教育訓練に係る事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の作成及び保管方法を示した文書 ・具体的な記録の作成及び保管状況がわかるもの 	<p>-</p>

<p>2 保安管理部門及び事業所は、書面等を読みやすく、容易に検索でき、かつ、損傷、劣化又は紛失を防ぐ方法で保管しなければならない。</p> <p>3 保安管理部門及び事業所は、書面等の保管期間を定めなければならない。</p>		
<p>(緊急事態への準備及び対応)</p> <p>第 12 条 保安管理部門及び事業所は、緊急事態の発生を常に想定するとともに、その発生を予防し、又はそれが保安に及ぼす影響を緩和するための体制を整備し、及び手順を定め、かつ、これを維持しなければならない。</p> <p>2 保安管理部門及び事業所は、緊急事態の收拾後には、前項の体制及び手順を評価し、必要に応じてこれらを見直さなければならない。</p> <p>3 保安管理部門及び事業所は、緊急時対応訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>4 保安管理部門及び事業所は、防災に関する次に掲げる事項を含む規程・基準類を作成しなければならない。</p> <p>一 災害対策本部及び防災組織の設置に関する事項</p> <p>二 各種防災設備の整備及び維持管理に関する事項</p> <p>三 関係官庁及び保安上密接な関係を有する事業所との連絡に関する事項</p> <p>四 平日の夜間及び休日における保安管理を行う従業員（協力会社の従業員を含む。）との連絡に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態を想定した対応の手順を示した文書 ・ 緊急時対応訓練の実施状況がわかるもの ・ 防災管理に関する規定・基準類及びこれらに基づく実施状況がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態（重大事故、自然災害、テロ等）を想定した対応として、下記を行っていること。 - 緊急事態を想定し、想定している緊急事態に応じて、事前に可能な範囲で保安に与える影響を軽減するための対策を講じているとともに、緊急事態が発生した際の影響を軽減するための対応が明確となっていること。 - 緊急事態の際の重大事故を未然に防止できるリスク管理体制を構築していること。 - 緊急事態の收拾後に、緊急事態への準備及び対応の手順を評価し、必要に応じて見直す仕組みが構築されていること。 - 緊急事態を想定し、定期的に応急対応訓練を実施していること。 - 有事の際の連絡体制及び応急対応体制（設備等への応急対策等）を構築していること。

五 防災体制が確立されるまでの応急措置（平日の夜間及び休日における対応を含む。）に関する事項 六 その他防災に関する必要な事項		
--	--	--